

北欧からみるジェンダー平等な議会の実現とは

—ジェンダー・クオータおよび議員の育児休暇取得に着目して—

浅井 亜希

東海大学文化社会学部講師

世界経済フォーラムによるGlobal Gender Gap Report 2021によると、日本はジェンダーギャップ指数ランキングで120位(156カ国中)と例年と変わらず低迷しているが、その大きな要因は政治分野にあるだろう。上記レポートを詳しくみると、政治分野における女性のエンパワーメントは147位であり、健康と生存の分野(65位)、経済分野における参加と機会(117位)、教育分野(92位)と比較しても政治分野が低いことは明らかである。また、地域別でも東アジア・太平洋地域20カ国中18位である。2018年5月「政治分野における男女共同参画推進法」が施行されたこともあり、女性を擁立するための様々な取り組みもはじまっている。現在、日本における女性議員比率は14.3%(衆議院9.9%、参議院22.6%)であるが、これを上げるためには、議員という仕事も女性にとっても働きやすいものでなければならぬだろう。本稿は、女性議員比率が高い北欧諸国における取り組みとして、ジェンダー・クオータおよび議員の育児休暇取得に着目する。

北欧におけるジェンダー平等の推進

北欧における現在の議会(国政)における女性議員比率は、スウェーデン47.0%、デンマーク39.7%、ノルウェー44.4%、フィンランド46.0%、アイスランド39.7%と他の地域と比較しても地域の平均は44.5%と高い水準にある(IPUホームページ、2021)。

ジェンダー平等に配慮した議会とは、どのような議会なのだろうか。ジェンダー平等に関する先進的な地域として知られる北欧は、1974年より北欧理事会という地域協力の枠組みにより、社会のあらゆる分野におけるジェンダー平等を地域の特徴とするために協調して進めてきた。北欧理事会における政府間協力の枠組みであるジェンダー平等大臣評議会(MR-JÄM)は、各国のジェンダー平等大臣から組織され、3年ごとの行動計画を策定しており、2020年からはLGBTIに関する平等も正式に含まれている。

政治分野におけるジェンダー平等とは、首相／大統領や閣僚ポストにおける女性の登用、議会における女性議員の比率、選挙の際の女性候補者の割合、そして政党内の(特に幹部ポストにおける)女性の割合が焦点となる。また、女性の政治的権利の獲得も政治分野における平等の基礎となるだろう。北欧の特徴としては、伝統的に男性中心の組織である労働組合からの要求として女性参政権が早く

あさい あき

立教大学大学院法学研究科博士課程後期課程満期退学。
(社)生活経済研究所研究員、立教大学法学部政治学科助教を経て、現在、東海大学文化社会学部北欧学科講師。
専門は、比較政治学、北欧の家族、ジェンダー、社会保障。

から求められ、デンマークでは1915年、スウェーデンは1921年、ノルウェーは1913年、フィンランドは世界で最も早く1906年、アイスランドでは1915年に、女性の国政選挙における参政権・被参政権が達成された歴史をもつ。

北欧は現在、5カ国中4カ国で女性が首相に就いている。フィンランドはフィンランド社会民主党のS. マリン首相、デンマークは社会民主党のM. フレドリクセン首相（2019年選挙）、アイスランドはグリーンレフトのK. ヤコブスドッティル首相（2017年選挙）、ノルウェーは保守党のE. ソルベルグ首相（2013年選挙）、またノルウェーでは連立政権を構成する4つの政党のうち保守党、進歩党、自由党の党首は女性である。

また歴史的に注目されるのは、民選で選ばれた世界初の女性大統領は1980年アイスランドのV. フィンボガドッティルであるし、フィンランドのT. ハロネンは、2000年から2012年まで世界最長の女性大統領の在職期間を誇る。

次に、北欧における政治分野のジェンダー・クオータの取り組みを紹介する。ジェンダー・クオータとは、候補者または議席の一定比率を女性（あるいは男女とも）に割り当てることで、政治代表における男女の不均衡を是正するための仕組みである。北欧はすべての国で、比例代表制の選挙システムをとるため、各政党の候補者名簿によって当選者が決定される。北欧では、党規約で定められず自主的に行われる政党クオータを含め、ノルウェー、スウェーデン、アイスランドの政党にジェンダー・クオータが導入されている（浅井、2020）。

北欧におけるジェンダー・クオータ

ノルウェー

自主的なジェンダー・クオータを社会主義左翼党、キリスト教人民党が採用し、候補者名簿の40%を両性に割り当てている。社会主義左翼党は、世界で最も早く1975年からジェンダー・クオータを戦略として採用した政党である。党規約によるクオータは、ノルウェー労働党および中央党が採用

している。ノルウェー労働党は50%クオータ、さらに政党内の上位2つのポストは両性の代表とするなど徹底されている。

スウェーデン

社会民主党は1978年より政党内でジェンダー・クオータ、さらにジッパー方式といわれる男女交互の候補者名簿を採用している。左翼党および緑の同盟は、候補者名簿の50%クオータを党規約としている。穏健党、自由党、キリスト教民主党も40%クオータや男女交互の候補者名簿を採用している。

アイスランド

社会民主同盟、グリーンレフト、進歩党において党規約でジェンダー・クオータが採用されている。それは党内の組織および候補者名簿の40%を両性に割り当てるものである。また、アイスランドでは1982年から1999年まで、党組織および候補者もすべて女性である女性党が存在し、議会で最大10%の得票率を獲得していた。

デンマーク

現在どの政党においてもジェンダー・クオータは採用されていない。1977年社会主義人民党、1983年社会民主党が40%クオータを導入したが、1996年に撤廃された。また欧州議会選挙でも、1983年に40%クオータが導入されたが、1990年には停止されている。

フィンランド

フィンランドでは伝統的に女性議員の割合が高いために、ジェンダー・クオータは導入されていない。1970年代の女性運動の活動家たちは、左翼政党に加入し、政治家になることで社会の男女平等を達成しようという戦略を持っていた。フィンランドは1906年、世界ではじめて女性の選挙権および被選挙権を認めた国であり、女性の政治参加が積極的であるため、女性議員を生み出す結果となったとも考えられる。また、平等法の観点から、

ジェンダー・クォータが逆差別を生み出す可能性があるとして、ジェンダー・クォータには消極的である。

議員の育児休暇取得

日本における議員の育児休暇取得については、小泉進次郎環境相が自身の子どもの誕生の際、2020年1月～2月にかけて12日分、テレワークや時短勤務を利用しながら時間単位の育児休暇を取得したことが話題となった。女性の産前産後休暇については、労働基準法第65条で定められているように、(単胎妊娠の場合)出産予定日前6週間(42日間)、出産日翌日より5週間(56日間)が認められている。しかし議員は特別職のため労働基準法の労働者にあたらないとされ、休暇が認められてこなかった。

国会議員については、衆議院規則第12章「請暇及び欠席」第185条2項「議員が出産のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」、参議院規則第14章第1節第187条にも同様の規則がある。しかし議院の欠席事由に育児は含まれないため、産後休暇後の育児休暇については実質的に認められず、これまで産前産後に休暇を取得したのは女性のみとなっている。

地方議員については、内閣府による「令和2年度女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」によると、男女の地方議会議員に対するアンケート調査の結果、「議員活動を行う上での課題」として、女性議員の33.7%が「議員活動と家庭生活(家事、育児、介護等)との両立が難しい」と回答し、男性議員回答(13.7%)とはかなり差がある。また、「女性議員を増やすために有効な取組」に対しては、「会議規則における出産・育児・介護等の場合の欠席規定の整備」が男性64.8%、女性80.6%と、どちらの回答も高いことには注目されるだろう(内閣府、2021)。

2021年1月、都道府県議会など3つの議長会は、地方議員が産休や育児休暇を取得しやすいよう「標準会議規則」を改正した。これにより、労働

基準法と同様の産前産後休暇が認められるようになり、女性や子育て世代が議員のなり手となるよう期待されている(NHK政治マガジンホームページ、2021)。

北欧における議員の育児休暇取得

それでは、北欧における議員の出産・育児休暇について見てみよう。北欧も日本と同様、議会を欠席する形で出産および育児休暇取得する。取得期間については、フィンランド以外特に定められていないために、他の労働者に準ずる。また、フィンランドはスカンジナビアと異なり、休んだ議会議員の代替議員の制度はない。

スウェーデン

スウェーデンは世界ではじめて「フェミニスト政府」として、ジェンダー平等の推進だけでなく、予算、外交含めたすべての政策分野にジェンダーの視点をいれている。

スウェーデン議会の規程によると、育児休暇の取得のためには、議員が議長に申請を行い、1ヶ月以上の休暇が認められる場合には代理議員をたてる必要がある。代理議員は所属政党から選出される。1ヶ月未満の休暇の場合には議長が承認するが、1ヶ月以上の場合には議会が承認する必要がある。ただし、育児を理由にした議会の欠席については、議長の権限で認められる。

スウェーデン議会のアンナ・ボルムストレーム氏によると、休暇期間については特に規程はなく、慣習により12～13ヶ月まで認められているが、一般的には6ヶ月間程度取得されている。代理議員を必要としない1ヶ月未満の休暇については、年間約60件の申請があり、そのうち一時的な育児休暇または子どものケアのための取得が約50件を占める。また、長期の育児休暇は約10件の申請がある。

2018年以降、議長が1ヶ月以上の育児休暇を承認した事例は38件ある。承認された期間の平均は5.3ヶ月である。上記38件のうち男性の申請は

21件あり、承認された期間は平均4.1ヶ月であった。女性による17件の申請による平均期間は平均6.7ヶ月であるため、男女に差がみられる。また、閣僚についても育児休暇が2018年より可能性がひらかれ、文化・民主主義およびスポーツ担当大臣であるアマダ・リンド(緑の同盟)が取得している。

デンマーク

デンマークの議会の規程(第15章41条)によると、議会を欠席できる理由として、疾病、看護、国外での公務と同様に、妊娠、出産または養子縁組による欠席については議長に申し立てることにより、最大12ヶ月間認められる。欠席していても給与を受け取ることが可能である。なお、議会を欠席する場合、代理議員をたてることが求められる(第40条)。

デンマーク議会のメッテ・ラーセン氏によると、議会では最近ではアンネ・ポーリン(社会民主党)、リズベット・ベック・ニールセン(社会主義人民党)、イェンス・ジョエル(男性、社会民主党)、ニコライ・ヴィルムセン(男性、欧州議会選出、赤緑連合)、メッテ・アビルゴール(保守党)などが取得している。また、閣僚については現在のフレドリクセン内閣において、社会大臣のアストリッド・クラグ(社会民主党)、財務大臣のニコライ・ワメン(男性、社会民主党)、雇用大臣のペーテル・ファンメルゴー(男性、社会民主党)、健康大臣のエレン・トレーン・ノルビー(左翼党)が育児休暇を取得している。

ノルウェー

ノルウェー議会の規則(第5条)によると、議員が疾病、出産およびケア、公務による出張の場合、またはそれ以外の特別な事情がある場合、議会の欠席が許可される。議員が放棄しない限り、最大14日間の給与が保障されるが、福祉上の理由によって議長は14日間を超えて給与を保障することができる。出産、介護、育児休暇中、または子どもやベビーシッターが罹患した場合、議員は労働環境法第12条および国民保険法第14条規約に基づき、他の公務員と同様の保障を受けることができる。

議員が休暇を取得した場合、各党より代替議員

をたてる必要がある。可能であれば、選出議員と同数の代替議員さらに3人を選挙人名簿に準備しておくことが求められる。キリスト教民主党の党首であり、子ども・家族・教会担当大臣のシェール・インゴルフ・ロップスタッドが自身の子どもの誕生を理由に、2020年6月から8月まで育児休暇を取得した。この際に、党首は副党首が代替したが、当時27歳のイーダ・リンドヴァイト・ローセが代替となり最年少の大臣が誕生したことは、驚きをもって報道された(NRKホームページ、2020)。

ノルウェー議会のホーコン・ヴィッケン氏によると、2017年から現在まで、34件の育児休暇による議会の欠席が申請されている。複数回取得している議員もいるため、実際は19名(うち男性8名)であるが、男性は2～3ヶ月程度の育児休暇を複数回申請しているのに対し、女性は6ヶ月以上継続して休む場合が多い。また、右派から左派の政党まで偏りなく取得されている。

フィンランド

フィンランド議会のサーリ・コスキ氏によると、議員の出産休暇は出産予定日の30～50日前にはじまり、期間は105日間(月～土)認められ、その後の育児休暇は158日間(月～土)である。その間、議員は通常の給与を受け取ることが可能である。

2019年から現在まで、育児休暇を理由とした議会の欠席は833件ある。しかしフィンランドの場合、これは議会日程を欠席した日であるため、期間を精査すると18名(うち男性8名)取得している。男性の育児休暇については、(議会の日程にもよるだろうが)2日～13ヶ月と差が認められる。

閣僚の育児休暇については現在、教育大臣のリ・アンデション(左翼同盟)が育児休暇中である。以前は、少なくともアンニカ・サーリッコ(中央党)、パーヴォ・アールヒンマキ(男性、左翼同盟)、パウラ・レヘトマキ(中央党)、エヴァ・ヴィオーデット(スウェーデン人民党)が取得している。

フィンランドでは議員が長期の育児休暇を取得しても、代替議員の制度はない。ただし、閣僚についてはリ・アンデションの代わりにジュッシ・サラモ(左

翼同盟)が教育大臣となっている。

ジェンダー平等に配慮した議会のために

本稿において、北欧の女性議員を増やすためのジェンダー・クオータの取り組みおよび議員の育児休暇に関する状況を紹介した。北欧においてジェンダー・クオータは、女性運動と連携する形で1970年代から進み、仕組みづくりだけでなく、女性のなり手を増やすための教育を含めて発展してきた。そして、議員という仕事が女性のみならず、男性も家庭生活と両立しうるものであることも重要である。今回、議員の育児休暇取得についてリサーチを行うと、驚くことに議員の育児休暇取得は特別なニュースにもならず(あっても選挙区の代替議員の紹介のみ)、育児休暇や議会におけるジェンダー平等に関する統計やデータにも設けられていなかった。

ノルウェーの新聞Aftenposten紙は日本の小泉環境相の育児休暇取得について「2週間の育児休暇が日本にショックを生み出す」と報道し、妻が出産を機に仕事を離れることを含めて日本の現状を驚きもって伝えながらも、これからの日本の男性が育児休暇を取得しやすくなることが期待されている(Aftenposten、2020)。北欧のように、議員や閣僚であっても「あたりまえ」に育児休暇を取得できることが、将来の議員のなり手を増やすこと、ジェンダー平等な議会を実現することにつながるだろう。■

《参考文献》

- Aftenposten ホームページ (2020年1月21日) : <https://www.aftenposten.no/verden/i/rAKzP0/skaper-sjokkboelger-i-japan-ved-aa-ta-ut-to-uker-pappaperm> (2021年5月17日閲覧)
- 浅井亜希 (2020)、「北欧におけるジェンダー平等のための戦略」、立教大学社会福祉研究所『立教社会福祉研究』第39号、pp.9-16。
- フィンランド議会 (Eduskunta) ホームページ : <https://www.eduskunta.fi/FI/valtiopaivaasiat/tilastojajaraportteja/Documents/poissaolot%2026042021.pdf?csf=1&e=RfxhGD> (2021年5月10日閲覧)
- 北欧理事会 ホームページ : <https://www.norden.org/en/gender-equality-and-lgbti> (2021年5月5日閲覧)
- IPU ホームページ : <https://data.ipu.org/women-ranking?month=4&year=2021> (2021年5月10日閲覧)
- 内閣府 (2021)「令和2年度女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」、男女共同参画局。
- NHK 政治マガジン ホームページ (2021年3月10日) : <https://www.nhk.or.jp/politics/articles/lastweek/55323.html> (2021年5月10日閲覧)
- ノルウェー議会 (Stortinget) ホームページ : <https://www.stortinget.no/no/Stortinget-og-demokratiet/Representantene/Okonomiske-rettigheter/>
- NRK ホームページ (2020年5月24日) : https://www.nrk.no/norge/ida-lindtveit-rose-_27_-frakrf-blir-tidenes-yngste-statsrad_-_koddar-du-no_-1.15025071 (2021年5月17日閲覧)
- 世界経済フォーラム、Global Gender Gap Report 2021 : http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2021.pdf
- スウェーデン議会 (Riksdagen) ホームページ : <https://www.riksdagen.se/en/how-the-riksdag-works/the-members-pay-and-conditions/attendance-absence-and-leave-from-the-riksdag/> (2021年5月5日閲覧)
- The Danish Parliament (2015), *Standing Orders of the Danish Parliament*, Copenhagen.

